

- ③ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）

※ 自然災害発生後の初期段階では、災害救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一のもので構いません。

- ④ その他必要な事項

なお、当該報告事務については、あらかじめ担当窓口を定めておくとともに、都道府県の報告責任者と密接な連携を図ってください。

(5) リ災証明書等必要書類の発行

申請者は、次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要がありますので、市区町村は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行してください。

- ① 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② リ災証明書及び半壊、敷地被害解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

3 適用の手続き

(1) 被害状況のとりまとめと報告

① 被害状況のとりまとめ

法の対象となる自然災害は、一定数の住宅全壊等が要件となっていますので、都道府県は市区町村からの被害報告を責任をもってとりまとめてください。

② 被害状況等の内閣府等への報告

ア 報告の責任者

都道府県は、自然災害の状況等の報告事務について、報告責任者及びその補助者をあらかじめ定めておかなければならないとされています。なお、報告責任者は、係長以上の職員を充てることとし、その報告責任

者及び補助者の氏名、連絡先（電話、FAX、Eメールアドレス）を内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人あてに文書により報告してください。また、報告責任者が交替した場合は、速やかにその旨報告してください。

なお、連絡先については、代表電話番号を登録する場合には、併せて勤務時間外においても通じる直通電話番号を登録してください。

イ 報告の内容

都道府県は、発生した災害が令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があるとして認められる場合には、次に掲げる事項について、市区町村からの報告をとりまとめたうえ、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人あて報告してください。また、その内容に変更があった場合には、その都度速やかに報告してください。

㊦ 災害が発生した日時及び場所

㊧ 災害の原因及び概況

㊨ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）

※ 自然災害発生後の初期段階では、災害救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一のもので構いませんが、最終的な被害世帯数が固まるまで、内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人に対して報告してください。

㊩ 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した市区町村名又は都道府県名

㊪ その他必要な事項

(2) 支援法の対象となる自然災害の公示と内閣府政策統括官（防災担当）等への報告

都道府県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、次に掲げる事項について、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び支

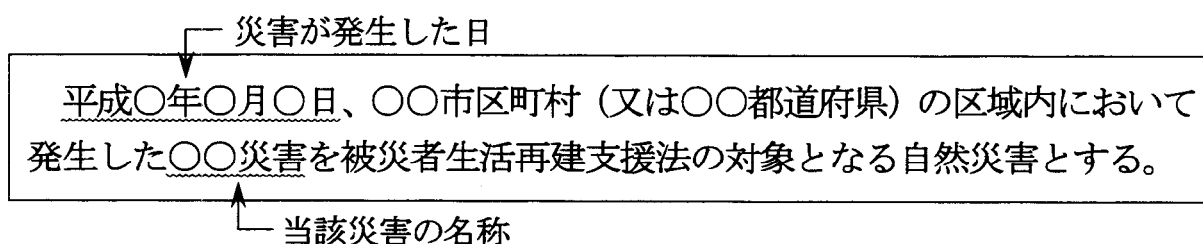
援法人あて報告するとともに、公示を行ってください。

- ㊦ 法の対象となる自然災害が発生した市区町村名又は都道府県名
- ㊧ 当該市区町村における上記 (1) ㊦に定める世帯数（令第1条第3号に該当する場合は、都道府県を1つの単位とした世帯数）
- ㊨ 公示を行う日
- ㊩ その他必要な事項

都道府県は、令第1条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当する自然災害である場合は、市区町村の区域を単位として公示を行ってください。

また、令第1条第3号に該当する場合にあっては、都道府県を1つの区域として公示を行ってください。

【参考】 公示の形式例



4 支給申請書の提出等

(1) 対象世帯

令第1条に該当する自然災害により、

- ① 居住する住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯（法第2条第2号イ）
- ② 居住する住宅が半壊（半焼）し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（法第2条第2号ロ）。
- ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（法第2条第2号ハ）。
- ④ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模

な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認めれる世帯（大規模半壊世帯）（法第2条第2号ニ）。

が支援金支給の対象となります。

(2) 支給額

支援金の支給額は、自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である被災世帯（複数世帯）については、100万円（大規模半壊世帯については50万円。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が（ア）から（ウ）までに掲げる世帯であるときは、当該（ア）から（ウ）までに定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とします（法第3条第2項）。

（ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

（イ）その居住する住宅を補修する世帯 100万円

（ウ）その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします（法第3条第3項）。

※ 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（単数世帯）の支援金の額は、複数世帯の3/4とします（法第3条第5項）。

※ 特定長期避難世帯に対する支援金の額の特例

市町村の全区域に災害対策基本法に規定する避難のための立退きの勧告もしくは指示、警戒区域の設定等が行われた時に当該市町村に居住していた世帯で、その期間が通算して3年を経過したもののうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市町村内に再度居住することとしているもの（特定長期避難世帯）に対する支援金については、法で規定する額に70万円（単数世帯にあつては52.5万円）を加えた額とします。ただし、その額が300万円（単数世帯にあつては225万円）を超えることはできません。（法第3条第4項、令第3条）。

○ 長期避難世帯の認定等

法第2条第2号ハに規定する世帯は、噴火災害等の被災者のように避

難指示の設定等、長期の避難が見込まれる被災世帯を念頭においたものですが、いわゆる長期避難世帯として認定する場合には、当該認定時点において、避難状態が解消する見通しがなく、世帯員の就労又は就学の状況のほか、他の地域で恒久住宅を確保・移転するなど新たな生活を開始する必要性が生じているか否か、当該避難世帯の実情を十分に勘案して判断する必要があります。

また、都道府県は、当該認定にあたっては、災害の現況及び今後の動向等について専門家等の意見等を参考にしつつ慎重に検討したうえで決定する必要がありますが、その際、下記に注意して下さい。

- ①長期避難世帯の認定の基準日は、最初の火山噴火の日など自然災害の発生した初期の具体的事象が現出した時点をとらえて定めること
- ②長期避難世帯の認定をしたときは、次の事項について、速やかに内閣府及び支援法人に報告するとともに、公示を行うこと
 - ア 長期避難世帯の所在する市区町村名及び地域名
 - イ 長期避難世帯となった日
 - ウ 公示を行う日
 - エ その他必要な事項
- ③長期避難世帯の認定を解除した場合には、都道府県は、その旨を認定に準じて公示すること。

【参考】 公示の形式例

平成〇年〇月〇日からの〇〇山噴火災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。

平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事名

- 1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名
- 2 長期避難世帯となった日

○ 長期避難世帯への支援

長期避難世帯は、「火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」（法第2条第2号ハ）であり、避難指示等により「長期避難世帯」に該当する場合には「全壊」世帯と同様の取扱いとなります（法第2条第2号、法第3条第1項）。

従って「長期避難世帯」に該当している間に支援金の申請を行えば、基礎支援金、加算支援金とも支給対象となります。

避難指示等が解除され、「長期避難世帯」に該当しなくなった場合には、「長期避難世帯」としての支援法の対象ではなくなりますが、この場合には、住宅の被害調査・認定を行った上で「全壊」、「半壊解体・敷地被害解体」又は「大規模半壊」に該当することとなれば、通常の場合と同様に支援法の対象となります（法第2条第2号イ、ロ、ニ）。

その場合の、被災世帯の世帯員数については、避難指示等期間中は、災害が継続していると考えられることから、避難指示等解除日を基準とします。申請期間の起算日についても、避難指示等解除日が起算日となります。

(3) 支給申請手続き

支援金を申請する際には、支給申請書に次の書類を添付する必要があります。

① 基礎支援金

ア 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する災害証明書（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同様。）

※ 長期避難世帯として認定された世帯は提出する必要はありません。

ウ 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）

☆ 半壊解体・敷地被害解体した世帯はこれに加えて次の書類が必要です。

エ 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむ

を得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書

※ 支給申請書に、解体した理由を記入するとともに、解体が完了したことが確認できる証明書（公的機関による解体（確認）証明書、滅失登記簿謄本など）の添付が必要です。

オ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書（敷地被害解体に該当する場合）

☆ 長期避難世帯として認定された世帯は次の書類が必要です。

カ 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書（長期避難世帯に該当する場合）

② 加算支援金

法第3条第2項各号に掲げる世帯に該当することが確認できる書類（住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写しを添付することが原則ですが、住宅建設であれば登記簿謄本や建築確認書の写しなど代替できる書面でも可能です。）

③ 支援金支給申請書

様式については、支援法人の業務細則に掲載してあります。

支援金支給申請書は、次に掲げる事項について記載することとなっています。

<支給申請書>

ア 世帯に関する事項

イ 住宅の被害に関する事項等

④ 申請期間等

ア 支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、原則、基礎支援金については13月、加算支援金については37月を経過する日までとなっています（令第4条第1項、第2項）。

イ 支援金の申請は、原則として世帯主が行うこととなりますが、特段の事情がある場合には、代理人による申請も可能です。その場合は、支援金支給申請書に、その理由を記述してください。

ウ 世帯主が申請期間内に申請することができないやむを得ない事情など

がある場合には、対象世帯または市区町村を単位として申請期間を延長することができます。具体的な取扱につきましては、支援法人にお問い合わせください。

(4) 支援金支給申請書等の提出

① 支援金支給申請書等のとりまとめ

支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者）は、被災日を基準とした当該世帯に関する事項等を記載した支援金支給申請書を市区町村を経由して都道府県に提出することとなります。

なお、現在、すべての都道府県が支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託しているため、市区町村は、提出された支援金支給申請書及び添付書類を確認等取りまとめの上、速やかに都道府県を経由して支援法人に提出してください。

② 被災者への申請に当たっての対応

市区町村は支援金の支給申請に際しては、被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支援金支給申請書の記載方法、申請の時期等その手続に遺漏のないよう懇切・丁寧に対応してください。

③ 支援金支給申請書等の確認等

被災世帯からの申請書類は、市区町村が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認する等した上で、都道府県に送付してください。

都道府県は、必要があれば市区町村に対し、当該申請に係る世帯に関する調査の実施、又は、資料の提出を求めてください。

(5) 支援金の支給

① 支給方法

支援金は、世帯主本人名義の金融機関（郵便局、農協も可）の口座に振り込みます。なお、世帯主名義の口座を開設していない場合、その他やむを得ない事情により現金等による支給を希望される方がある場合は、支援法人の担当窓口にご相談してください。

② 支援金の支給の決定（都道府県又は支援法人の事務）

都道府県知事（法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、支援法人）は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、支給番号、申請期間等を記載した支援金支給通知書を、申請者に対しすみやかに交付しなければならないこととされています。

また、支給しないことを決定したときは、その理由を記した被災者生活再建支援金支給却下決定通知書を申請者にすみやかに交付しなければならないこととされています。

(6) 支援金の返還等

支援金の支給を受けた者に対する支援金の返納とこれに伴う延滞金の取扱い等については次のとおりです。

① 支援法人は、次に該当する場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき
- ・支給決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反したとき

※ 支援金の支給決定を取り消したときに、取り消しに係る支援金をすでに支給している場合には、支援法人は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年 10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

② 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納付額と相殺することになります。

③ なお、延滞金及び加算金にあっては、やむを得ない事情があると認め

るときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

(7) 支援金の非課税

支援金は、住宅が全壊等した世帯に対して、生活の再建を支援するために支給されるものであることから、所得税・住民税等の租税その他の公課は課することができないとされています（法第21条）。

(8) 制度の周知

支援法人では、被災者生活再建支援制度について、幅広くご理解をいただくために、広報資料を作成しています。

都道府県及び市区町村においては、制度の趣旨についてご理解をいただき、都道府県及び市区町村広報紙等において制度の広報を行っていただくとともに、災害発生時には、支援法人作成の広報資料の被災者等への配布や、必要に応じて説明会の開催をお願いしています。

**V - I 災害救助にかかる事例報告
(新潟県中越沖地震の経験)**

**厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室**

別添資料参照

**V－II 災害救助にかかる事例報告
(能登半島地震の経験)**

石 川 県

平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震における災害救助法の適用について

1 地震の規模等

- (1) 発生日時 : 平成 19 年 3 月 25 日 9 時 42 分頃
- (2) 地震の規模 : マグニチュード 6.9 (深さ約 11 km)
- (3) 震度 : 6 強 / 七尾市、輪島市、穴水町
6 弱 / 志賀町、中能登町、能登町

2 被害の概要 (5 月 20 日 16:00 現在)

死者	1 人	全壊	686 棟
行方不明者	0 人	半壊	1,740 棟
負傷者	338 人	一部損壊	26,945 棟
うち重傷	88 人	電気(停電)	約 110,000 戸
うち軽傷	250 人	水道(断水)	約 13,290 戸
避難者 (ピーク時)	2,624 人		

3 災害救助法の適用

(1) 法適用

- ①適用日時 : 平成 19 年 3 月 25 日 16 時 30 分
- ②適用区域 : 3 市 4 町 { 七尾市、輪島市、羽咋市、
志賀町、中能登町、穴水町、能登町 }
- ③救助費総額 : 2,370,877 千円 [県負担 (1/2) 1,185,438 千円]

(2) 救助内容

- ①避難所の設置 <71,348 千円>
 - a 設置数 : 61 ヶ所 (七尾市 8, 輪島市 32, 志賀町 9, 穴水町 9, 中能登町 1, 能登町 2)
 - b 避難者数 : 延べ約 21,000 人
 - c 設置期間 : 最長 40 日 (輪島市及び穴水町 : 3 月 25 日 ~ 5 月 3 日)
 - d 主な経費 : 仮設トイレ設置、畳、椅子、電化製品、福祉避難所経費、民宿借上費 等
- ②応急仮設住宅設置 <1,679,334 千円>
 - a 設置数 : 334 戸 { 七尾市 20 戸 (3 ヶ所)、輪島市 250 戸 (4 ヶ所)
志賀町 19 戸 (2 ヶ所)、穴水町 45 戸 (1 ヶ所) }
 - b 建設費 : 4,938 千円/戸
 - c 入居者数 : ピーク時 (H19.6.29) 331 戸 329 世帯 736 人
(※H20.5.20 現在 238 戸 230 世帯 531 人)
 - d その他 : ①集会所 : 2 戸 (輪島市 2)、建設費 7,786 千円/戸
②談話室 : 6 戸 (輪島市 5、穴水町 1 戸)、建設費 2,398 千円/戸
 - e 心のケアハウス : 輪島市道下 1 戸、穴水町大町 1 戸、(コマツハウス(株)寄贈)
- ③炊き出し供与 <32,057 千円>
 - a 供与数 : 延べ約 24,700 人(食)
 - b 供与期間 : 最長 39 日間 (穴水町 : 3 月 26 日 ~ 5 月 3 日)

④飲料水供給 <17,790千円>

a 供給数 : 延べ約 67,300 人

b 供給期間 : 最長 16 日 (輪島市 : 3 月 25 日~4 月 9 日)

⑤生活必需品の供与 <4,781千円>

a 供与数 : 約 1,000 世帯 (輪島市、穴水町)

b 供与内容 : 布団、マット等

⑥住宅応急修理 <452,692千円>

a 修理数 : 920 世帯 (七尾市 117、輪島市 620、志賀町 125、穴水町 54、能登町 4)

b 修理期間 : 最長 6 ヶ月 (輪島市 6 ヶ月、七尾市・志賀町・穴水町 5 ヶ月、能登町 4 ヶ月)

c 修理費 : 限度額 50 万円 (現物給付)

⑦学用品の供与 <145千円 (県 19,089 円、市町 125,700)>

a 給与数 : 44 人 (小学生 23 人、中学生 18 人、高校生 3 人)

⑧障害物の除去 <3,692千円>

a 土砂等の除去 : 9 棟 (世帯)

⑨賃金等職員雇い上げ <43千円>

a 医療関係 : 医師 2 名

⑩日本赤十字社の医療救護活動費 <6,366千円>

a 応援県 : 10 県 (富山、石川、福井、岐阜、長野、三重、静岡、愛知、新潟)

⑪事務費 <102,629千円>

a 県市町内訳 : 県 66,420 千円、市町 36,209 千円

b 主な費用 : 時間外勤務手当、旅費、通信運搬費、燃料費 等

平成19年(2007年)能登半島地震における災害救助費内訳

(単位:円)

種 目 別 区 分	市町繰替え支弁分					市町繰替え 支弁分合計額 A	都道府県 直接支出分 B	都道府県 支弁額合計 (A+B)
	七尾市	輪島市	志賀町	穴水町	能登町			
避難所設置費	1,440	61,717,211		9,628,910		71,347,561		71,347,561
応急仮設住宅設置費							1,679,334,342	1,679,334,342
炊出しその他による食品の給与費	195,133	28,248,322	327,894	2,479,363		31,250,712	※ 806,318	32,057,030
飲料水の供給費	137,025	17,652,543				17,789,568		17,789,568
被服寝具その他生活必需品の給与費		4,651,642		129,000		4,780,642		4,780,642
災害にかかった住宅の応急修理費	58,215,835	303,871,019	62,064,338	26,541,303	2,000,000	452,692,495		452,692,495
学用品の給与費	4,100	121,600				125,700	19,089	144,789
障害物の除去費			3,692,310			3,692,310		3,692,310
賃金職員等雇	43,190					43,190		43,190
法第34条の補償 (日本赤十字社の医療救護活動費)							6,365,648	6,365,648
救助事務費	4,664,875	23,194,308	5,177,970	3,172,075	0	36,209,228	66,420,675	102,629,903
合 計	63,261,598	439,456,645	71,262,512	41,950,651	2,000,000	617,931,406	1,752,946,072	2,370,877,478

※県の備蓄物資使用分

(3) 応急仮設住宅における居住性の配慮

① バリアフリーへの配慮

- a 玄関入口までのアスファルト舗装をすりつけて入口の段差を解消し、車いすや歩行器使用者も容易に住戸内に入れるようにした。
- b 浴室、玄関及びトイレに手すりを設置した。
- c 住戸内の移動を容易にするため、和室、洋室及びトイレの入口を可能な限り段差を少なくした。
- d 台所の蛇口はレバーハンドル式とした。

② 配置計画・住戸に対する配慮

- a 歩行距離を短くし、他の入居者等の目が行き届くよう、単身高齢者用の住戸を敷地入口側及び通路側に配置した。
- b 建物裏側にテラス窓及び庇のある物干場を設置した。
- c 各住戸の玄関には、防風袖壁を設置している。また、海からの風を防ぐため防風柵を設置した（道下仮設住宅）。
- d 住民の方の憩いの場として、集会所や談話室を設置（集会所2棟、談話室6棟）した。

③ 内装に対する配慮

- a 地面からの湿気や風の侵入を防ぐために、床下地材の間に防湿シートを敷いた。また断熱性を考慮して床下地材に断熱材を敷詰めた。
- b 天井裏には一般仕様の2倍の厚さの断熱材を敷込んだ。

④ 設備に対する配慮

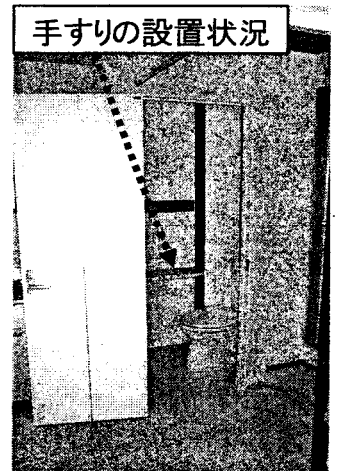
- a 結露防止のため、小屋裏に換気扇を設置した。
- b 暖房便座付き洋式便器を設置した。
- c 居間（1部屋）にエアコン（冷暖房）を設置した。



玄関の段差解消



室内の段差解消



手すりの設置状況

4 その他

(1) 災害弔慰金

- ① 対象者 : 1名（生計維持者以外）
- ② 実支給額 : 2,500千円（うち国庫負担額/1,250千円、県及び市負担額/各625千円）

(2) 災害障害見舞金

- ① 対象者 : 1名（生計維持者）
- ② 実支給額 : 2,500千円（うち国庫負担額/1,250千円、県及び町負担額/各625千円）

(3) 災害援護資金

- ① 貸付件数 : 22件（輪島市15件、かほく市2件、志賀町1件、穴水町4件）
- ② 貸付額 : 47,200,000円

{	輪島市 33,200千円、かほく市 4,500千円
	志賀町 2,500千円、穴水町 7,000千円
- ③ 国庫及び県貸付額 : 国庫 31,466,666 (47,200,000×2/3)
県 15,733,334 (47,200,000—31,466,666)

